

65歳以上の方（第1号被保険者）

令和8年度

山口市

介護保険料のお知らせ

同封の介護保険料額決定通知書 または変更（決定）通知書にて年間保険料額を御確認下さい。

対象者		基準判定所得 (令和7年1月1日～12月31日の収入や所得)	段階	割合	年額 (基準額66,120円×割合)	
令和8年度市町村民税課税状況	本人					
—	—	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者※	第1段階	0.285	18,845円	
非課税	全員が非課税	本人の 公的年金等収入額 + 合計所得金額※	82万6,500円以下	第2段階	0.485	32,069円
			82万6,500円超 120万円以下	第3段階	0.685	45,293円
			120万円超	第4段階	0.90	59,508円
	世帯員が課税	公的年金等に係る雑所得 ※0円を下回る場合、0円として計算	82万6,500円以下	第5段階	1.00	66,120円
			82万6,500円超	第6段階	1.20	79,344円
課税	—	合計所得金額	130万円未満	第7段階	1.30	85,956円
			130万円以上 220万円未満	第8段階	1.50	99,180円
			220万円以上 330万円未満	第9段階	1.70	112,404円
			330万円以上 420万円未満	第10段階	1.90	125,628円
			420万円以上 520万円未満	第11段階	2.10	138,852円
			520万円以上 620万円未満	第12段階	2.30	152,076円
			620万円以上 720万円未満	第13段階	2.40	158,688円
			720万円以上 820万円未満	第14段階	2.50	165,300円
			820万円以上 920万円未満	第15段階	2.60	171,912円
			920万円以上			

※老齢福祉年金とは 国民年金制度が開始したときに、拠出年金の受給資格期間を満たしていない方が受給している年金です。

令和8年度途中に介護保険第1号被保険者の資格を取得または喪失することにより、上記の年額に月割り計算が発生する場合があります。

資格の取得・喪失	資格の取得日	<ul style="list-style-type: none"> 65歳になった場合 → 65歳の誕生日の前日 山口市に転入した場合 → 転入日 	➡	上記の年額から「資格取得日が属する月分以降」が賦課されます。
	資格の喪失日	<ul style="list-style-type: none"> 山口市外に転出した場合 → 転出日 亡くなられた場合 → 亡くなられた日の翌日 	➡	上記の年額から「資格喪失日が属する前月分まで」が賦課されます。

※令和8年4月1日以前から山口市に住民票があり、令和8年4月2日以前に65歳になった方の資格取得日は令和8年4月1日となります。

基準判定所得
 公的年金等収入額…老齢・厚生年金等の地方税法上課税の対象となる年金です。
 (遺族・障害年金等の地方税法上非課税の対象となる年金は含まれません)
 合計所得金額…地方税法上の合計所得において、「損失等にかかる繰越控除を行う前の段階の金額」から「土地等の譲渡所得特別控除」を引いた後の金額です。
 ※令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる65歳以上の人・その属する世帯員については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額の算定および市町村民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市町村民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市町村民税課税とみなす場合があります。

ただし、本人の令和8年度の市町村民税が非課税の場合においては、給与所得と年金所得が両方ある方に適用される「所得金額調整控除」の適用の有無により、給与所得の計算は下記のとおりとなります。(控除後の額が0円を下回る場合は0円)
 ・所得金額調整控除の適用あり→給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た金額から10万円を控除した額
 ・所得金額調整控除の適用なし→給与所得の金額から10万円を控除した額

保険料の納め方

これからの保険料の納付方法等を御確認ください。

受け取っている年金額(年額)によって納め方が、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類に分かれます。
国民健康保険や後期高齢者医療保険とは異なり、介護保険は徴収方法の選択はできません。

下記の「①特別徴収ができず、普通徴収になる方」または「②特別徴収から普通徴収に変更となる方」に該当しなければ原則、特別徴収となります。

① 特別徴収ができず、普通徴収になる方



- ・受給している年金のいずれもが年額18万円未満の方
- ・年度の途中で65歳になった方や転入して来られた方
- ・4月1日時点で、特別徴収の対象となる年金を受給していなかった方など

② 特別徴収から普通徴収に変更となる方



- ・現況届の出し忘れて、一時的に年金の支給が止まった方
 - ・年金を担保にしている方
 - ・年度途中で保険料額が減額した方
 (保険料額が増額した方は、増額分が普通徴収となります。) など
- ※翌年度の9月までは普通徴収で納めていただくことになります。

特別徴収

年金からの引き去り

対象者 受給している年金のいずれかが年額18万円以上の方

○年金から、あらかじめ介護保険料を引き去る方法です。 **(申し込みは不要です)**

年金受給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度の2月と同額の保険料額を各年金受給月に引き去ります			決定保険料額から仮徴収額を差し引いた残額を10月以降の3回に分けて引き去ります		

* 前年度が普通徴収の方で、今年度から特別徴収に変更になった方の仮徴収額については、前年度の保険料段階区分に基づき算定した額となります。

仮徴収額(4月・6月・8月)と本徴収額(10月・12月・2月)に差が生じる方の場合

8月の仮徴収を含めた4回で調整することにより、平準化しております。

年金受給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度の2月と同額を引き去り			決定保険料額から仮徴収額を差し引いた残額を4回に分けて引き去り		

《特別徴収額の反映について》

山口市が決定した特別徴収する保険料額を年金支払者(日本年金機構等)と調整する場合、お時間を要する関係から仮徴収額において、本来特別徴収すべき金額が反映されていない場合があります。その際は、**改めて山口市から保険料額の変更通知を送付し、納めすぎとなった金額を還付するための御通知を送付いたします。**

※ただし、年金支給の停止や未支給年金請求者がいない場合等はこの限りではありません。

* 「年金振込通知書」の次回以降の各支払月毎の支払額にある「介護保険料額」が市からの通知額と一致しない場合は、**市が通知している金額にて徴収され、**年金保険者からは「年金振込通知書」が改めて送付されます。

普通徴収

納付書又は口座振替による

対象者 左ページの①②のいずれかに該当される方

【納め忘れのない口座振替が便利で確実です。お取引のある金融機関や収納課にてお申込みください。】

○以下の納期に、市からお送りした納付書または口座振替で納めていただく方法です。

1期 (6月)	2期 (7月)	3期 (8月)	4期 (9月)	5期 (10月)	6期 (11月)	7期 (12月)	8期 (1月)	9期 (2月)	10期 (3月)
-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------------------	-------------------	--------------------

*納期は各月末です。月末が金融機関の営業日でない場合は、翌月最初の営業日が納期になります（7期を除く）。

今後の特別徴収（年金からの引き去り）が開始される時期

特別徴収開始の時期は、資格取得日や特別徴収の対象となる年金の受給が決定した時期によって異なります。

※年金の種類や受給状況、年金の手続き（年金の裁定や住所変更など）を行った時期によっては下表の目安より開始月が遅れることがあります。

資格取得日	納入通知書送付時期	特別徴収開始時期	令和9年度支払回数	徴収方法					
				4月	6月	8月	10月	12月	2月
令和8年4月2日 ┆ 令和8年10月1日	令和9年4月 (仮徴収額のみ通知) 令和9年6月	令和9年4月～ 年金から引き去り開始	特別徴収6回	【特別徴収(仮徴収)】 前年度と同じ所得段階の保険料年額の1/6ずつの額を引き去り			【特別徴収(本徴収)】 令和9年6月中旬に送付する介護保険料納入通知書でご確認ください		
令和8年10月2日 ┆ 令和8年12月1日		令和9年6月～ 年金から引き去り開始	特別徴収5回	×	【特別徴収(仮徴収)】 前年度と同じ所得段階の保険料年額の1/5ずつの額を引き去り				
令和8年12月2日 ┆ 令和9年2月1日	令和9年6月	令和9年8月～ 年金から引き去り開始	特別徴収4回	×	×	【特別徴収】 保険料年額の1/4ずつの額を引き去り			
令和9年2月2日 ┆ 令和9年4月1日 (注)		令和9年10月～ 年金から引き去り開始	普通徴収4回 特別徴収3回	×	【普通徴収】 第1～4期(6月～9月)の4回で、保険料年額の1/2を納付		【特別徴収(本徴収)】 10月・12月・2月の3回で、保険料年額の1/2を引き去り		
令和8年度の途中に、普通徴収に変更となった方（特別徴収が再開できる場合）									

(注) 3/2～4/1の間での資格取得日の方は、翌年度の年金からの引き去り開始ができない場合があります。

※8月の仮徴収額は、変更する場合があります。（左ページ 仮徴収額と本徴収額に差が生じる方の場合 参照）

《特別徴収をする年金の決定》

どの年金から保険料を引き去るかは介護保険法で定められており、対象となる年金は下表の順位で決定します。なお、保険料を分割して同時に複数の年金から引き去ることはできません。

表A

順位	年金保険者
1	厚生労働大臣(旧社会保険庁)
2	国家公務員共済組合
3	農林漁業団体共済組合
4	私立学校職員共済組合
5	地方公務員等共済組合

表B

順位	同一年金保険者から複数の年金を受給している場合
①	老齢基礎年金
②	老 齢 年 金
③	退 職 年 金
④	障 害 年 金
⑤	遺 族 年 金

表Aで年金保険者決定



表Bで年金の種類を決定

※新たに順位の高い年金を受給され始めた場合は、該当する年金を受給した年の10月、または翌年の10月から変更となります。

「資格等の異動状況」「基準判定所得」の反映について

- ①通知日から遡りおよそ2週間以内の転入や転出等のお届出については、この度の通知に反映されていない場合があります。順次反映後、改めて御通知を差し上げますので、**普通徴収における納期限が到来するものにつきましては、納付いただきますようお願いいたします。**
- ②令和8年度の市町村民税を課税している市町村が山口市ではない方（世帯員含む）については、課税している市区町村に課税状況の照会を行っている場合があります。この度の通知に間に合わない場合は、**前年度の課税状況等をもとに、今年度の保険料を算定する場合があります。**

保険料基準額の決定方法

3年ごとの介護保険事業計画策定にあわせて、山口市では必要な介護サービス費用見込み額などに基づき、令和6年度から令和8年度の介護保険料の見直しを行い、以下のとおり基準額を決定しました。また、令和元年度の消費税の引き上げ時から行っている低所得者への保険料の軽減を引き続き行います。（第1～3段階）

山口市に必要な
介護サービスに
係る費用

×

65歳以上の方
の負担分
(全体23%)

÷

山口市の
65歳以上の方
の人数

=

山口市の
介護保険料基準額
(第5段階)

※基準額は全国一律ではなく、それぞれの市町村で必要な介護サービスにかかる費用と65歳以上の方の人数に応じて算出されます。

※費用の約50%を公費で負担し、残りの50%の内40歳～64歳の方が27%、65歳以上の方が23%を負担します（負担割合は全国一律です）。

保険料を納めないでいると…

◎保険料負担を公平に保つため、以下の措置がとられます。

1年以上滞納した場合

サービス利用時にいったん利用料の全額を自己負担する必要があります。(後日申請に基づき、保険給付費相当分を返還します)

1年6ヵ月以上滞納した場合

後日返還される保険給付費相当分のうち一部または全部が差し止められます。

2年以上滞納した場合

未納期間に応じて、利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

保険料の減免について

① 災害により、住宅、家財に著しい被害を受けた方

【申請要件】 火災、風水害、震災などにより、資産価値の100分の30以上の損失を受けた場合（保険金、損害賠償金等により補填された金額は除きます。）

【減免の内容】 損失の割合に応じて、保険料額に減免率を乗じた金額を減免します。

② 収入が著しく減少し、生活が困窮している方

【申請要件】 失業や事業の休廃業、疾病または負傷などで、収入が著しく減少し生活が困難となった場合

【減免の内容】 当該年度の収入見込額に応じて、保険料額に減免率を乗じた金額を減免します。

40歳～64歳の方（第2号被保険者）の介護保険料

【第1号被保険者の資格取得以降の保険料とは重複しないよう計算されることとなっています。】

第2号被保険者の方は、医療保険の保険料と合わせて介護保険料を納めていただいております。保険料率や納付方法は、加入している医療保険（国民健康保険など）によって異なりますので、各保険者にお問い合わせください。



問い合わせ先

資格・賦課・認定・給付・
保険料の減免等について

介護保険課

TEL **083-934-2795**

保険料の納付・口座振替に
ついて

収 納 課

TEL **083-934-2739**

